平成２３年（フ）第５７号
山形県最上郡最上町大字若宮２番地の２
債務者　山崎鉄工こと　菅　　勝利
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐幸弘
4　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第３９９号
秋田県潟上市天王字北野288番地33
債務者　米谷　憲一
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江野　　栄
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８１９号
横浜市青葉区荏田町472番地６
債務者　小山田　力
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澄川　　圭
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月16日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５８号
横浜市港南区日野１丁目６番24―403号
債務者　進藤　正博
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月16日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９６号
栃木県宇都宮市御幸町185番地　渡清ハイツ107
債務者　市川　都子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝邉　岳秋
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３０号
新潟県十日町市春日159番地
債務者　藤木伊紗子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　奈奈
4　破産債権の届出期間　平成24年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６４０号
熊本県上益城郡御船町大字陣2040番地３
債務者　井上　一洋
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７６９号
栃木県宇都宮市双葉１丁目13番59号
債務者　朝倉　　勇
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増子　孝徳
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月24日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７０号
栃木県宇都宮市双葉１丁目13番59号
債務者　朝倉まり子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増子　孝徳
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月24日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５７号
広島県福山市新市町大字戸手329番地、旧住所広島県福山市新市町大字戸手328番地
債務者　藤田　政幸
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　朋顕
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月９日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３１４４号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目31番29号
債務者　吉内　賢司
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口憲治郎
4　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月15日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９６号
兵庫県姫路市白国５丁目17番17号
債務者　中川　朋之
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７００号
兵庫県姫路市緑台２丁目10番13号、従前の住所兵庫県姫路市緑台２丁目10番８号
債務者　原田有里子（旧姓尾川）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　隆介
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４６号
広島県尾道市栗原町11801番地２
債務者　高垣　千晶
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　功治
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係